

○女川町生涯学習センター条例

平成30年6月26日条例第22号

改正

令和元年9月25日条例第28号

令和元年12月20日条例第38号

女川町生涯学習センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項に基づき、女川町生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の教養の向上と文化の振興を図り、もって町民福祉の増進に寄与するため、生涯学習センターを設置する。

2 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
女川町生涯学習センター	女川町女川一丁目1番地1

(事業)

第3条 生涯学習センターは、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成に関すること。
- (2) 生涯学習に関する情報及び資料の収集並びに提供並びに相談に関すること。
- (3) 生涯学習に関する事業を行う機関及び団体との連携、協力並びに交流に関すること。
- (4) 生涯学習センターの施設の使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 生涯学習センターに、所長その他必要な職員を置く。ただし、第12条の規定により管理を行う場合は、この限りでない。

(使用時間等)

第5条 生涯学習センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 生涯学習センター図書室の使用時間及び休館日については、女川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

4 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する使用時間を変更し、又は第2項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(使用許可)

第6条 生涯学習センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、生涯学習センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、設備、備品等を毀損、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設又は設備の現状を変更しないこと。

(3) 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定めること。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会の定めに違反した場合は、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができる。

2 前項の規定によって使用者が損害を受けることがあっても、町は、これに対して賠償の責めを負わない。

(意見の聴取)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第6条第2項第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聞くものとする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 使用料は、返還しない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、教育上又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 町長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 生涯学習センターの使用の許可に関する業務
- (2) 生涯学習センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) 生涯学習センターの維持及び管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項の規定により町長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第6条、第8条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者の指定の手続等)

第13条 指定管理者の指定の手続等は、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年女川町条例第16号）の規定による。

(指定管理者の管理の基準等)

第14条 指定管理者は、この条例の規定のほか、関係法令等を遵守し、適正に管理業務を行わなければならない。

(指定管理者による利用時間等の変更)

第15条 第12条第1項の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定

によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する利用時間を変更し、又は同条第2項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第16条 第12条第1項の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に生涯学習センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 使用者は、利用料金を許可に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により許可に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって町長の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により生涯学習センターの施設、設備、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失させた者は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日条例第28号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第38号）

この条例は、令和元年12月28日から施行する。

別表（第10条関係）

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後9時
ホール	入場料を徴収しない場合	6,600円	11,000円	13,200円	35,750円
	500円以下の入場料を徴収する場合	8,250円	13,750円	16,500円	44,700円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	10,320円	17,200円	20,640円	55,920円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	12,910円	21,500円	25,800円	69,900円
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	16,120円	26,870円	32,230円	87,340円
研修室1		1時間当たり 550円			
研修室2		1時間当たり 550円			
楽屋		1時間当たり 330円			
エントランスホール		1時間当たり 330円			

備考

- 1 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 2 本表に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、使用時間が午前9時以前及び正午から午後1時までの場合は午前の、午後5時から午後6時までの場合は午後の、午後9時以降の場合は夜間の区分に従い、それぞれの使用料の額（夜間の区分にあっては、その5割増の額）を時間割計算によって算出した額（10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。）とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。
- 3 ホールを使用する場合において、入場料の額が複数設定されているときは、最高の入場料の額をもって本表の入場料の額とする。
- 4 ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に

相当する額（10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。）とする。

5 物品の販売、商品の宣伝及びこれに類する営利を目的として使用する場合においては、この表に掲げる使用料の3倍に相当する額とする。

6 ホール、研修室等を使用する場合において、冷暖房を使用するときの使用料は、使用者の負担とし1時間当たり500円の範囲内で教育委員会が別に定める額とする。